

# 東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する検討会報告書概要

## データベースの整備

- ・ 個人識別情報（氏名、所属事業場、住所等）
- ・ 被ばく線量及び作業内容
- ・ 健康診断結果等の情報
- ・ 健康相談、保健指導等の情報
- ・ その他健康管理に必要な項目（生活習慣等）

提出  
(データベース  
での管理)



## 厚生労働省

- ・ データベースの運用及び管理
- ・ 健康相談、健康診断等の事務
- ・ データの照会業務

## 健康管理の実施事項

データベースの構築に併せて、被ばく線量に応じて健康診断等を実施する（※2）。

### 具体的な健康診断等の実施事項

#### ○ 全ての緊急作業従事者に実施

- ・ 法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
- ・ メンタルヘルスクアを含めた健康相談、保健指導を実施

#### ○ 50mSv（※）を超える緊急作業従事者に実施

（※）緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量

- ・ 上記に加え、白内障に関する眼の検査を実施

#### ○ 100mSv（※）を超える緊急作業従事者に実施

- ・ 上記に加え、甲状腺の検査、がん検診（胃、肺、大腸）を実施

申請に基づ  
き手帳を交  
付（線量情報  
の記載、健診受  
診の際の証明）

データベー  
ス登録証を  
交付（データ  
照会の際の証  
明）

※2 健康診断費用等は事業者負担。ただし、50mSvを超える者については、①転職した後に放射線業務についていない場合、②緊急作業時の企業（中小企業のみ）に継続して雇用されているが、放射線業務に従事していない場合、③現に事業者には雇用されていない場合には国が費用負担